

保護者の皆様へ

大切なお子さまを学校が休みの日でも
24時間365日補償します。

秋田県高等学校PTA連合会

高校生総合補償制度

傷害総合保険・自転車総合保険



部活動や自転車通学
レジャーなど
日常のあらゆる
ケガに対応!

熱中症や食中毒
による入通院も補償!

※自転車事故限定プランは対象外と
なります。

賠償事故は
安心の示談交渉
サービス付き
(日本国内のみ)

団体割引適用

保険期間 2020年4月15日午後4時から
2023年3月31日午後4時まで

加入申込方法 加入依頼書兼払込取扱票に記入の上、保険料を添えて
お近くの郵便局にてお振込ください。(一時払)

申込締切日 第1次募集 2020年4月13日(月)
(2次・3次募集の申込締切日および保険始期日は
P3をご確認ください。)

保険契約者・事務局

秋田県高等学校PTA連合会

傷害

ご本人のケガ等に備える

授業中・部活動中・レジャー中、交通事故、熱中症・食中毒、地震など天災等によるケガを補償します。

※E〈自転車事故限定〉プランはすべて補償ではありません。

安心の
示談交渉
サービス付!
(日本国内のみ)

個人賠償責任

他人さまへの賠償に備える

お子さまご本人やそのご家族の方が偶然な事故で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

育英・学資・進学費用

扶養者の万が一に備える

扶養者が万が一の事故によるケガで亡くなったり、所定の重度後遺障害を被られたとき、学資費用(授業料等)や進学費用、育英費用を援助します。

借家人賠償・学生生活用動産

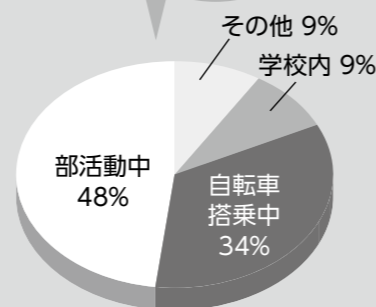
一人暮らしに備える

お子さまご本人が誤って火災などを起こし、借りている部屋や建物に損害を与えた場合、家主に対する賠償金をお支払いします。また、お子さま本人が所有している家財(生活用動産)を補償します。

お支払事例

高校生総合補償制度はあらゆるシチュエーションでみなさまのお役に立っています!

在学中約10人に1人の割合で保険金をお支払いしています!



部活動・自転車通学にオススメ!

こんな事例でお役に立っています。

補償内容	地域	事故状況等	お支払金額(円)
賠償	秋田市	自転車走行中に、車を降りてコンビニに入ろうとしていた相手歩行者にぶつかり相手が足の骨を骨折した。休業損害、慰謝料、介護費用等をお支払い。	18,127,777
賠償	秋田市	自転車走行中に、交差点で小学生の乗る自転車とぶつかり小学生が骨折。	810,662
傷害	大館市	自転車走行中に、チェーンが外れた弾みで一回転で転倒、鎖骨骨折し、入院手術。	785,500
賠償	秋田市	自転車同士で接触。相手が転倒し骨折。	614,216
傷害	由利本荘市	自転車搭乗中に転落。左足骨折、顔面損傷。	560,000
傷害	秋田市	サッカー一部試合中に他の選手の足があたって左脛骨骨折。	539,440
賠償	大館市	自転車走行中に、自動車と接触した。	404,500
傷害	秋田市	ラグビー部練習中相手のスパイクが顔面に当たり顔面創傷。	394,500
傷害	能代市	バスケットボール部活中に膝靭帯損傷し、入院手術。	342,000
傷害	大館市	硬式野球部練習中、バッティングピッチャーをしていて打球が右側頭部に直撃し入院、脳挫傷の診断。	332,100
傷害	秋田市	自転車走行中に、道に置かれていた板状の物にタイヤをとられて転倒、右足の前距腓靭帯断裂。	315,000

※事故やおケガの状況等によりお支払内容は異なります。

様々なケースに備えて、安心の〈プランB〉への加入をおすすめします!

ご加入プラン名	A〈スタンダードプラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険)			B〈ワイドプラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険 + 自転車総合保険)					
	1次募集	2次募集	3次募集	自転車事故の場合			自転車事故以外の場合		
				1次募集	2次募集	3次募集	1次募集	2次募集	3次募集
死亡・後遺障害 保険金額	200万円	227.5万円	255万円	800万円	864万円	922万円	300万円	332万円	362万円
入院保険金日額	4,000円			8,000円			4,000円		
手術保険金日額	<重大手術の場合>160,000円 <重大手術以外の場合>入院中の手術:80,000円 外来の手術:20,000円			<重大手術の場合>160,000円 <重大手術以外の場合>入院中の手術:80,000円 外来の手術:20,000円			<重大手術の場合>160,000円 <重大手術以外の場合>入院中の手術:80,000円 外来の手術:20,000円		
通院保険金日額	2,000円			4,000円			2,000円		
個人賠償責任保険金額 (自己負担額なし)	1億円 ^(※)			2億円 ^(※)			1億円 ^(※)		
育英費用保険金額	10万円			10万円					
傷害 学資費用保険金額 (卒業までの残余期間1年につき)	30万円			30万円					
傷害 進学費用保険金額	30万円			30万円					
学生生活用動産保険金額	—			—					
借家人賠償責任保険金額	—			—					
保険料(3年分)	33,100円 (一年あたり約11,033円)			40,680円 (一年あたり約13,560円)					

●第1次募集:保険期間3年 第2次募集:保険期間2年11か月 第3次募集:保険期間2年10か月
 ●〈傷害総合保険〉 職種別A級(学生等)の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている時は、保険料が異なる場合がありますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください
 ●〈自転車事故の場合〉は自転車総合保険(国内のみ補償)と傷害総合保険(国内外補償)、「自転車事故以外の場合」は傷害総合保険からのお支払いとなります。
 ●〈自転車総合保険〉 団体割引15%、制度割引10%

ご加入プラン名	C〈スリムプラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険)			D〈下宿生プラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険 + 自転車総合保険)						E〈自転車事故限定プラン〉 (自転車総合保険)		
	1次募集	2次募集	3次募集	自転車事故の場合			自転車事故以外の場合			1次募集	2次募集	3次募集
				1次募集	2次募集	3次募集	1次募集	2次募集	3次募集			
死亡・後遺障害 保険金額	200万円	223.2万円	246万円	800万円	868万円	932万円	300万円	336万円	372万円	565万円	639万円	670万円
入院保険金日額	3,000円			8,000円			4,000円			6,000円		
手術保険金日額	<重大手術の場合>120,000円 <重大手術以外の場合>入院中の手術:60,000円 外来の手術:15,000円			<重大手術の場合>160,000円 <重大手術以外の場合>入院中の手術:80,000円 外来の手術:20,000円			<重大手術の場合>160,000円 <重大手術以外の場合>入院中の手術:80,000円 外来の手術:20,000円			—		
通院保険金日額	1,500円			4,000円			2,000円			4,000円		
個人賠償責任保険金額 (自己負担額なし)	1億円 ^(※)			2億円 ^(※)			1億円 ^(※)			1億円		
育英費用保険金額	10万円			15万円								
傷害 学資費用保険金額 (卒業までの残余期間1年につき)	30万円			50万円								
傷害 進学費用保険金額	30万円			50万円								
学生生活用動産保険金額	—			30万円								
借家人賠償責任保険金額	—			300万円								
保険料(3年分)	27,410円 (一年あたり約9,137円)			46,480円 (一年あたり約15,493円)						6,000円 (一年あたり約2,000円)		

●傷害総合保険は職種別A級(学生等)の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている時は、保険料が異なる場合がありますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください
 ●〈自転車事故の場合〉は自転車総合保険(国内のみ補償)と傷害総合保険(国内外補償)、「自転車事故以外の場合」は傷害総合保険からのお支払いとなります。
 (※)情報機器等に記録された情報についての損害は500万円限度

[ご加入の手続きと保険期間]

同封しました郵便局の払込取扱票が加入申込票になっています。裏面の記入例をご参考に必要事項をご記入のうえ、お近くの郵便局からお振込みください。

申込締切日 2020年4月13日(月)

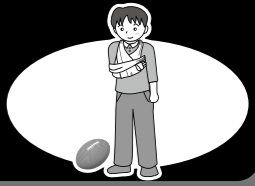
保険期間 2020年4月15日午後4時から2023年3月31日午後4時まで3年間とする

- お申込締切日以後は下記日程で受付します。

第1次募集	～4月13日(月)までの	4月15日(水)から補償開始
第2次募集	4月14日(火)～5月11日(月)までの	お振込みについては 5月15日(金)から補償開始
第3次募集	5月12日(火)～5月25日(月)までの	6月1日(月)から補償開始
- 第3次募集以降にこの保険に加入される場合は、各取扱代理店までご連絡ください。

高校生総合補償プラン(傷害総合保険)

補償内容(概要)



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)【傷害総合保険】

- 商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 秋田県高等学校PTA連合会
- 保険期間 : 2020年4月15日午後4時から2023年3月31日午後4時まで3年間
- 申込締切日 : 2020年4月13日(月)

- お申込締切日以後は下記日程で受付します。

第1次募集	～4月13日(月)までの	4月15日(水)から補償開始
第2次募集	4月14日(火)～5月11日(月)までの	お振込みについては 5月15日(金)から補償開始
第3次募集	5月12日(火)～5月25日(月)までの	6月1日(月)から補償開始

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する新1年生の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただけます。
- 被保険者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する新1年生(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎりあります。
- 扶養者 : 育英費用補償特約、学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりあります。**ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合(下宿学生等)は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。**

- お支払方法 : 同封しました郵便局の払込取扱票でのお支払いとなります。(一時払)
- お手続き方法 : 同封しました郵便局の払込取扱票が加入依頼書になっています。必要事項のご記入をお願いします。ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別率は、職種別率表をご確認ください。

- 中途加入 : 第三次募集以降にこの保険に加入される場合は、各取扱代理店までご連絡ください。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承願います。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

熱中症危険補償特約をセットしていますので、日射または熱射によるケガも補償の対象となります。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

[加入依頼書兼振込取扱票記入例]

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00 仙台	口座記号番号	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
0 2 2 5 0 3	7 0 9 4 5	4 0 6 8 0	
加入者名	秋田県高等学校PTA連合会	料 金	備 考
加入依頼書	加入依頼書 アキタ タロウ 〒000-0000 アキタシサンノウ 2-1-43 TEL.000(000)0000	40,680	
加入依頼者	アキタ イチロウ	ご加入タイプ	B
性別	①男 ②女	生年月日	15年 6月 1日
職業	学生	日 附 印	
加入依頼者との関係	①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族	職業	学生
学校名	521アキタシサンノウ	学年	1
学生氏名	523アキタイチロウ	学 年	1

金額を記入

プラン名を記入

この受領証は、大切に保管してください。

記載のご注意

- ・氏名、住所、学校名等はカタカナで記入してください。
- ※保護者氏名、住所欄に記載された氏名、住所に加入者証をお送りしますので、正確にご記入ください。マンション・アパートにお住まいの方は、部屋番号の記載をお願いします。
- ・書き間違いの場合は二重線で消して正しい内容を記載してください。(訂正印は不要です)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故</p> <p style="text-align: right;">など</p>
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>	
入院保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;">手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p style="text-align: center;">重大手術^(※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりず。</p>	<p>※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

傷害(国内外補償)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	<p>(1)住宅^(※1)の所有・使用・管理または被保険者^(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。) (2)(1)にかかわらず、被保険者が管理する財物^{(※3)(※4)}(以下、受託品といいます。))を破損した場合にその受託品につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任については、所定の受託品で、かつ、次の①または②に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取された場合にかぎり、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。) ①受託品が被保険者の住宅内に保管されている間 ②受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間 なお、いずれの場合も、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします^(※5)。 また、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 (※2)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※3)有体物をいい、情報機器等に記録された情報を含みます。ただし、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。 (※4)ただし、次のものは保険の対象となりません。 ■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、航空機 ■銃砲、刀剣 ■山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ■動物、植物 ■建物(付属設備を含みます。) ■公序良俗に反する物 など (※5)情報機器等に記録された情報の滅失、汚損もしくはき損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して支払うべき保険金の額は、保険証券記載の記録情報限度額または保険金額のいずれか低い額を支払いの限度とします。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行(アルバイト・インターンシップを除きます。))に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑧航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑩被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥 ⑪自然発火または自然爆発 ⑫偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑬自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑭屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹(ひょう)による受託品の損壊 など</p> <p>(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p>
特別費用	<p>扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトに掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用 (国内外補償) (注1) (注2)	<p>扶養者^(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態^(※2)となった場合、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の①または②の費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。</p> <p>②進学費用 被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、上記①の学資費用以外の費用(入学金、納付が義務付けられている寄付金等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)を通じ、進学費用の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。</p> <p>(※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合</p> <p>(※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。</p> <p>(注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトを掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合</p> <p>など</p>
借家人賠償 (オールリスク) (国内のみ補償) (注1)	<p>日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借戸室を被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <p>①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督業務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりません。</p>	<p>①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>
下宿学生のみ 学生生活用動産 (国内のみ補償) (注1)	<p>日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用動産^(※1)について損害が生じた場合、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額^(※3)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は各保険年度ごとにご契約金額が限度^(※4)となります。</p> <p>(※1)親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(※3)1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。</p> <p>(自己負担額)火災・落雷・破裂・爆発の場合：なし 盗難の場合：3万円 その他の場合：1万円</p> <p>(※4)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)建物外に持ち出している間も補償されます。 (注2)次のものは生活用動産に含まれません。</p> <p>①通貨、手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ②定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずる物 ③稿本、設計書、図案、証書(公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。)、帳簿その他これらに準ずる物 ④貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに準ずる美術品 ⑤義歯、義肢その他これらに準ずる物 ⑥ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑦船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ⑧動物および植物 ⑨携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑩コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ⑪ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗、摩滅、劣化もしくは性質による腐蝕、さび、変色等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的故障 ⑧紛失または置き忘れ(※) ⑨修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)、の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

(注1)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2)複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

用語のご説明	
用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナーを ^(※2) 含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦として認められないものの、事実上の婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦として認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

自転車総合補償プラン(自転車総合保険)

補償内容(概要)



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)【自転車総合保険】

- 商品の仕組み : この商品は、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 秋田県高等学校PTA連合会
- 保険期間 : 2020年4月15日午後4時から2023年3月31日午後4時まで3年間
- 申込締切日 : 2020年4月13日(月)

- お申込締切日以後は下記日程で受付します。

第1次募集	～4月13日(月)までの	4月15日(水)から補償開始
第2次募集	4月14日(火)～5月11日(月)までの	お振込みについては 5月15日(金)から補償開始
第3次募集	5月12日(火)～5月25日(月)までの	6月1日(月)から補償開始

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。

- 加入対象者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。傷害補償の被保険者は、加入された新1年生の方1名となります。賠償責任補償の被保険者は、次の方をいいます。

①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)ただし、本人に関する事故にかぎりません。

⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- お支払方法 : 同封しました郵便局の払込取扱票でのお支払いとなります。(一時払)
- お手続方法 : 同封しました郵便局の払込取扱票が加入依頼書になっています。必要事項のご記入をお願いします。
- 中途加入 : 第三次募集以降にこの保険に加入される場合は、各取扱代理店までご連絡ください。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

(注)保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内のみ補償)	死亡保険金	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないものなど
	後遺障害保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
	入院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
	通院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

$$\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$$

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$$

$$\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$$

$$\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$$

(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

(※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。

(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内のみ補償)	<p>日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者(※)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※)被保険者とは次の方をいいます。</p> <p>①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎり)。 ただし、本人に関する事故にかぎり、 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎり)。 ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎり、 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナーを(※2)含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦として認められないものの、事実上の婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦として認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務(傷害総合保険の場合)
- ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【傷害総合保険】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2020年4月15日午後4時に始まります。

- お申込締切日以後は下記日程で受付します。

第1次募集	～4月13日(月)までの	4月15日(水)から補償開始
第2次募集	4月14日(火)～5月11日(月)までの	お振込みについては 5月15日(金)から補償開始
第3次募集	5月12日(火)～5月25日(月)までの	6月1日(月)から補償開始

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- ※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

【自転車総合保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の金額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

- 本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
 - (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。
- (注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険金額 | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | |

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

もう一度
ご確認ください。



- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競走選手、自動車競走選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競走選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 このパンフレット記載の代理店へお問い合わせ願います。
- 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 秋田支店 法人支社
〒010-0921 秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル TEL 018-862-4463 : FAX 018-863-8596
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。

- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808 (通話料有料)
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜ウェブサイト (https://www.sjnk.co.jp/) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。) ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

取扱代理店